

知事意見

「ヤマダ資源エネルギープラント建設事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和5年10月25日

1 大気環境について

- (1) 準備書10-10ページ「表10.2-4(1/2) 事後調査計画【環境調査】（共用後）」において、施設の稼働時における大気質の調査項目に「その他の有害物質（※5物質を想定）」と記載があるが、調査する有害物質を選定すること。さらに、選定した項目について本事業の影響を把握するため供用前に調査をすること。
- (2) 通常の騒音計及び振動計では、心身の不調原因となる低周波を測定できない。そのため、事後調査では発生源となる設備の低周波を測定するとともに、建物の構造振動の周波数も測定すること。
- (3) 本事業の工事期間中において、計画地周辺の自動車の発生集中交通量（車種別、時間帯別）及び走行経路を考慮して周辺に悪影響が及ばないよう対処すること。

2 水環境について

- (1) 準備書8-265ページ「(3) 調査地域・地点 イ. 現地調査」において、「また、調査地点は排水の放流先となる事業計画地東側の用水路1地点」と記載しているが、用水路は水田へ農業用水を供給する役割を担っていることから、排水先について十分検討すること。

3 地盤環境について

- (1) 準備書8-304ページ「オ. 予測結果」について、計画地における土壌汚染状況調査（令和3年実施）により基準を超過する箇所が確認されているため、今後、土地の形状を変更する場合は、事前に土壌汚染対策法を所管する太田市環境対策課に相談し、必要な対策を講じること。

4 生物環境について

- (1) 計画地周辺は、植生自然度が低く植林を含め高木林が少ない地域であることから、新設緑地は本地域における動植物の生息地として大きな役割を持つと考えられること、また、植栽された高木は騒音や低周波音を軽減する効果も期待できることを踏まえ、緑地計画を検討すること。
- (2) 植栽する樹種の選定については、計画地周辺の植生を踏まえ、常緑広葉樹を中心に選ぶこと。なお、マサキとモチノキは群馬県に自生していないため注意すること。

5 人と自然との触れ合いについて

- (1) 本事業の工事期間中に土器などが発見された場合は、文化財の保護について太田市教育委員会と十分に協議すること。
- (2) 本事業の緑化について、地域に相応しい景観になるような植樹を検討すること。

6 その他

- (1) 準備書8-121ページ「イ.環境保全のための措置」において、「粉じんの発生時には散水を行う」としているが、散水によって発生した排水が周囲に流出しないよう必要な措置を講じること。
- (2) 準備書8-302ページ「(イ) 周辺の土地利用の状況」について、事業計画地の周辺には広く水田と畑地が存在しているので、土地の形状を変更する際は、これら水田及び畑地へ土砂が流入しないよう必要な措置を講じること。
- (3) 事業計画地の周辺住民から苦情及び要望があった場合は、真摯に対応すること。また、周辺住民を対象にして、事業状況及び公害対策について説明する機会を積極的に設け、良好な関係の構築に努めること。
- (4) 事業計画地の土質は、更新世洪積層の玉石混じり砂礫であるため、土地の形状を変更する際は安全性に配慮すること。